

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 都市計画課
委託業務番号	令和5年度 長都計第176号
委託業務名称	長浜市地域公共交通計画策定支援業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	長浜市地域公共交通計画は、地域の実情に応じた公共交通網を再構築し、利便性と効率性を向上させることで収支改善を図り、持続可能な公共交通の運営を実現することを目的として策定するものであり、昨年度の策定調査業務の成果を基に、地域公共交通会議での協議・検討結果を踏まえながら、計画の基本方針と目標、具体的な施策等を検討し、計画案をまとめることとしている。
履行期間	令和5年7月19日 から 令和6年3月18日
契約年月日	令和5年7月18日
契約額(税込)	3,949,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大津市中央3-2-1 セザール大津森田ビル [商号又は名称] 中央復建コンサルタンツ株式会社 滋賀営業所
契約相手方の選定理由	長浜市地域公共交通計画は令和4年度から2か年かけて策定することとしており、本来であれば債務負担行為を設定し、調査と計画策定を一体にして、2年で業務発注を行うのが本来ではあるが、国庫補助金の関係上、単年度契約を行う必要があったことから、令和4年度(調査)、令和5年度(計画策定)と年度ごとに業務発注することとした。昨年度に地域公共交通計画策定調査業務を受託し、調査資料の蓄積やノウハウ、業務への習熟がある上記業者に引き続き業務を委託することが最も合理的かつ効率的であり、業務における協議・打合せの履行期間の短縮と経費の節減、円滑な履行が期待できることから、上記業者と随意契約を締結する。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸)</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、</p> <p>(2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>